

高 監 委 第 1 8 号
平成27年7月15日

高島市長 福井 正明 様

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 前 川 勉

財政的援助団体等の監査結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した財政的援助団体等に係る
監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

財政的援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名称 新旭土地改良区
所管部局 農林水産部 農村整備課

第2 監査期間

平成27年4月27日（月）から平成27年7月10日（金）まで

第3 監査の方法

平成26年度に執行した財政的援助に係る出納その他事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、当該監査対象団体および所管部局から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合、確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

(1) 目的

当団体は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的としている。

(2) 組織（平成27年4月1日現在）

- ・組合員数 773名
- ・総代 30名
- ・役員 13名（理事長1名、会計担当理事1名、庶務担当理事1名、工事担当理事1名、その他の理事6名、監事3名）
- ・職員 4名（事務局長1名、主任1名、主事2名）

(3) 高島市との関係

平成26年度において、市は次のとおり財政的援助を行っている。

- ・補助金の名称：高島市土地改良事業補助金
- ・補助金の趣旨：農業の生産性の向上、農業生産の振興および農業構造の改善に資するため、土地改良区、区等が実施する土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業名	補助金額(円)	交付基準
土地改良区運営費補助事業	4,972,000	10a 当たり 1,200 円以内
国営造成施設管理体制整備促進事業	4,648,000	国県補助残の 50%以内
土地改良施設維持管理事業	1,507,000	予算の範囲内で市長が定める額
農業基盤整備促進事業	820,000	国県補助残の 50%以内
土地改良事業（県単独）	175,000	国県補助残の 50%以内
計	12,122,000	

(4) 決算状況

○一般会計		(単位:円)		
科 目		H24	H25	H26
収入の部	組合費	25,415,291	25,925,455	26,446,336
	經常賦課金	25,415,291	25,925,455	25,633,636
	事業賦課金			812,700
	補助金	11,242,000	17,946,000	21,785,300
	市補助金	10,516,000	13,536,000	12,122,000
	市委託金	72,000	72,000	72,000
	国・県補助金	654,000	4,338,000	9,591,300
	雑収入	6,796,008	7,298,035	6,696,240
	雑収入	6,305,469	7,240,353	6,606,940
	過年度収入	490,539	57,682	89,300
	繰入金	2,066,749	5,140,414	6,541,917
	特別会計繰入金	2,066,749	5,140,414	6,541,917
	繰越金	16,246,621	18,622,119	21,159,337
	前年度繰越金	16,246,621	18,622,119	21,159,337
	収入合計	61,766,669	74,932,023	82,629,130
	支出の部	事務費	14,516,261	14,894,604
役員費		620,948	604,267	595,870
総代会費		283,196	330,266	307,214
委員会費		10,480	7,594	7,324
事務費		13,601,637	13,952,477	14,290,202
事務所費		948,251	297,491	555,521
管理費		403,826	297,491	555,521
建設費		544,425	0	0
維持管理費		20,504,638	31,565,941	24,553,401
安曇川左岸揚水機管理費		960,508	4,745,714	1,500,087
新旭揚水機管理費		13,751,076	15,092,691	16,761,070
五十川・あいば揚水機管理費		4,478,136	9,480,994	4,782,522
木津揚水機管理費		1,314,918	1,464,292	1,509,722
土地改良施設復旧事業費		0	782,250	0
負担金		729,400	745,400	930,350
団体負担金		43,400	60,400	147,900
事業負担金		686,000	685,000	782,450
繰出金		6,446,000	6,269,250	7,885,000
特別会計繰出金		6,446,000	6,269,250	7,885,000
適正化事業				7,225,200
工事費				7,225,200
農業基盤整備促進事業			4,698,000	
工事費			4,698,000	
支出合計	43,144,550	53,772,686	61,048,082	
収入支出差引残額	18,622,119	21,159,337	21,581,048	
当年度実質収支額	2,375,498	2,537,218	421,711	

○基本財産積立金特別会計				(単位:円)
科 目		H24	H25	H26
収入	繰入金	5,000,000	5,157,250	5,000,000
	一般会計繰入金	5,000,000	5,157,250	5,000,000
	雑収入	39,210	49,451	67,806
	雑収入	39,210	49,451	67,806
	繰越金	20,829,683	25,868,893	30,918,344
	前年度繰越金	20,829,683	25,868,893	30,918,344
収入合計		25,868,893	31,075,594	35,986,150
支出	繰出金	0	157,250	0
	一般会計繰出金		157,250	
	支出合計	0	157,250	0
収入支出差引残額		25,868,893	30,918,344	35,986,150

○特定資産期末残高				(単位:円)
区 分		H24	H25	H26
退職給与積立金		27,481,732	28,646,266	31,594,089
基本財産積立金		25,868,893	30,918,344	35,986,150
転用決済金会計繰越金		9,776,282	9,908,277	10,000,844
農業用水施設維持管理基金		265,101,414	260,625,619	254,653,619
計		328,228,321	330,098,506	332,234,702

第6 監査の結果

監査の結果、財政的援助に係る出納その他の事務について、概ね適正に行われているものと認められたが、以下のとおり改善・留意すべき事項等が見受けられたので、当団体に対する指導を含めて適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

○ 所管部局関係

1 補助金交付要綱の見直しについて【指導事項】

土地改良区運営費補助金（以下「運営費補助金」という。）は、土地改良区の円滑な運営等を図るために必要な経費を補助するもので、補助基準は「10a 当たり 1,200 円以内」と定められている。本件補助金の実績報告書には、その関係資料として当該団体の一般会計収入支出決算見込書および団体運営全般についての事業報告書が添付されているものの、補助の対象となる事業の実施結果報告書など、事業内容の実績を示した書類の添付がなく、補助金の必要性や効果等を明確に把握できなかった。

加えて、当団体が運営事務費に要する経費に充てるため賦課する土地の面積と、市の運営費補助金の算出に用いる面積は、合致すべきものと考えるが、平成 26 年度の運営費補助金は、平成 25 年度の経常賦課金で用いられた面積により交付されていた。

運営費補助金を交付する必要がある場合は、交付目的および補助率を明確にするだけでなく、その用途が適正であることを後日検証するために、経費負担のあり方や補助対象経費の範囲を明確にするよう改められたい。

また、運営費補助金以外の補助金についても、補助基準や補助対象経費の範囲等が明確にされていないもの、廃止された補助事業が補助金交付要綱の対象事業欄に残っているものなど、補助金交付要綱の見直しが必要な事例が見受けられた。所管部局は交付先団体の補助金の活用実態や事業成果を把握し、社会情勢の変化に応じ、補助金の必要性和効果等の検証を行い、常に見直すことが必要である。

なお、これらのことは、過去に財政的援助団体等監査を実施した「安曇川沿岸土地改良区」、「鴨川流域土地改良区」の監査結果報告書においても同様の指摘をしてきたところであり、誠実に履行されることを求めるものである。

2 土地改良区への指導・助言について【意見】

所管部局においては、今回監査対象とならなかった団体を含め、所管団体への指導・助言を一層徹底されるよう要望する。その場合、交付先団体の会計処理（諸帳簿）と補助事業に関する事務処理との関係を調査し、団体の事務指導にあたられたい。例えば、運営費補助金の対象とする土地の範囲や基準日の定めが明確に交付先団体に示されていないが、市内各土地改良区の実態を調査し基準を明示されたい。

また、土地改良区の会計制度については、近年の公会計制度の動向をみると、複式簿記方式導入の気運は益々高まるものと思われる。複式簿記方式の導入により、財産の状況やコストを正確に把握することができ、土地改良区の運営に関して組合員等により的確な情報を提供するため、推進されるべきものとする。このため、市内土地改良区との意見交換、情報共有の機会を設けられるとともに、導入にあたっての課題を整理し、必要な指導・助言をされるよう望むものである。

○ 団体関係

1 債権の適切な管理について【指導事項】

賦課金の徴収権の時効は、土地改良法第 39 条第 7 項の規定に基づき国税および地方税の例により 5 年と定められている。時効期間が満了して徴収権が時効消滅すると、納付義務者は時効の利益を放棄することができないとされている。

平成 26 年度決算時点での未収金額は、経常賦課金 1,267,906 円と事業賦課金 374,594 円の合計 1,642,500 円となっている。この殆どが特定の未納者によるもので、請求後 1 年を超過した未納者は 12 名で、このうち大口の未納者 2 名から確約書（分納誓約書）を徴取されている。当団体では、組合員の負担の公平性の観点から、不納欠損処理をすることなく徴収に努められているが、平成 21 年度以前の未収金額 852,617 円については、分納誓約（債務承認）により時効が中断されたものを除き、時効が完成しているものと思慮される。

また、債務者の氏名、債権額および収納状況等を記載した台帳を整備されているものの、納入通知書の発行、督促状・催告書の送付、交渉経緯等、債権の徴収に係る履歴が記載されていなかった。

については、時効中断の手段として債務の承認を求める等、債権保全のための措置を徹底するとともに、債権の徴収に係る履歴等必要事項を盛り込んだ債権管理台帳を整備し、適切な債権管理・保全に努められたい。

2 規程、細則の見直しについて【指導事項】

当団体の定款、規約、規程および細則を確認したところ、以下のとおり見直しを検討されるべきものが見受けられた。

・会計細則

会計細則例は、従来から土地改良区の会計経理の基準として定められていたが、平成23年4月1日付けで新たに土地改良区会計検査指導基準が制定されたことに伴い、会計細則例は、指導基準の一部として位置づけられるとともに、単式簿記方式と複式簿記方式の両方に対応するものに改められた。単式簿記方式の場合であっても、会計細則を新たな基準に対応した改正が必要であり、当団体においても、支払方法等に関する条項、内部牽制に関する条項および備え付けるべき補助簿等について見直しが必要である。

・給与規程

諸手当の支給範囲、支給額および支給方法については、高島市職員等の給与に関する条例に準拠することになっているが、同条例に定める支給基準によらない金額を支給しているものがあつた。

・旅費規程

旅費規程には、鉄道賃は「グリーン料金」、船賃は「1等」と定められているが、実際は市職員に準じた運賃が支給されていることから、実態に応じた見直しが必要と考える。

・退職給与規程

当団体の退職給与規程は、滋賀県の関連団体の規程を参考に定められているとの説明を受けたが、平成元年11月10日に制定されて以後見直しがなされていないが、支給基準等について整合性が図れているか確認されたい。

3 複式簿記方式の導入について【指導事項】

土地改良区においては、現金主義による単式簿記方式の会計処理が行われてきたが、平成18年に出された農林水産省の土地改良制度研究会報告において、複式簿記方式の導入が提言されたことにより、土地改良区に適応した複式簿記方式による会計処理方法の検討が進められた。そして、既に策定されていた公益法人会計基準を参考に、複式簿記方式の導入や内部牽制条項の拡充などの見直しが行われ、平成23年4月1日付けで、新たに「土地改良区会計検査指導基準」および「土地改良区会計基準」が制定された。

一方、土地改良区は、従来どおり単式簿記方式による会計処理を行うことが認められており、複式簿記方式を導入するために必要な資産の把握・評価に十分な労力を割けないなどの理由から、当団体を含め、県内の土地改良区で複式簿記方式の導入は進んでいない。

しかしながら、単式簿記方式では、現預金の残高は把握できるが、団体の正しい財務状況を的確に把握し難いという欠点があり、複式簿記方式では、現預金以外の財産や負債の変動が統一の基準により記録され、減価償却費などのコストを算出すること

で、財産および財政状況等を的確に把握する効果が期待できる。さらには、将来の大規模補修および更新事業のために、減価償却費相当額などを更新費用として積み立てる根拠とすることも考えられる。

こうしたことから、コスト意識が高まっている組合員および関係機関等に対し説明責任を果たす上で、複式簿記方式は有効な手段となり得るものであることから、積極的に複式簿記方式の導入を検討されたい。なお、導入される場合は、早期に方針を決定し、年次計画に基づき移行作業を進められることが望ましいと考える。

4 基本財産の計上基準について【意見】

当団体の規約第 55 条によると、基本財産積立金は、災害・凶作等の場合のための備荒積立金と土地改良事業等を行うための事業積立金があり、同規約第 56 条には、毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、積立計画による額とされている。平成 26 年度は、5,000,000 円が基本財産積立金特別会計へ繰入されており、過去 3 年をみてもほぼ同額が積立されている。

しかし、予算で定められた額を積み立てられているものの、その計上基準は不明確であり積立計画等に基づくものではなかった。

こうした積立金は何らかの合理的な計上基準をもって積み立てるべきで、収支を均衡させるために計上された積立金ではないという根拠として、明確な計上基準等を定められたい。